

特 記 事 項

広島市委託契約約款（建築設計業務用）について、次に掲げる事項を適用する。

- 1 令和 7 年度においては、第 3 4 条、第 3 5 条第 1 項及び第 3 6 条の条項は、適用しない。
- 2 第 3 7 条第 3 項の次に、次の項を加える。
 - 4 前項に定める部分引渡しに係る委託契約金額は、第 3 7 条の 2 に定める支払限度額を超えることができない。
- 3 第 3 7 条の次に、次の 1 条を加える。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 3 7 条の 2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託契約金額の支払限度額は、委託契約書の特約事項に定めるところによる。

 - 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。